

## 原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：平成29年9月1日（金）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：大熊長官官房総務課長

### <本日の報告事項>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制庁の定例ブリーフィングを始めます。

○大熊総務課長 それでは、皆様お手元の広報日程に基づきまして、私から補足説明を申し上げます。

まず、2.、9月1日金曜日、(1)の審査会合でございます。こちらは本日の審査会合でございます。予定では13時半から16時まで予定しておりましたが、議論を終了して閉会したと聞いております。

後追いになりますが、簡単に御報告申し上げますと、議題といたしまして、日本原電株式会社の東海第二発電所につきまして、津波評価の議論を行ったということでございます。防潮堤の位置変更に伴う基準津波への影響について、確認を行ったというところでございます。

続きまして、その下、9月5日火曜日、(2)の審査会合でございます。こちらは、議題といたしましては、日本原電・東海第二発電所についての審査を予定しております。内容といたしまして大きく2点ございまして、1点目、先ほど申しました本日の審査会合で議論いたしました基準津波を踏まえまして、防潮堤の強度について確認をするということをご予定しております。その後、同じく東海第二発電所についてでございますが、通信連絡設備、あるいは中央制御室の居住性等々の様々な設備についての確認を行うということをご予定しております。

続きまして、2ページ目、(3)でございます。先ほどと同じく9月5日の会合でございます。第2回となります放射線審議会眼の水晶体の放射線防護検討部会を予定しております。こちらの部会、今回、2回目の会議となります。第1回目が7月25日に開催されておりますが、その場でこの部会としての検討の方向性について議論が行われたところでございます。それを踏まえまして、第2回となります今回の会合では、主に福島第一原子力発電所の従事者につきまして議論を行うということをご予定しております。具体的な議題といたしましては、記載のとおり、4点ございます。

まず、議題1におきまして、第1回の部会会合での議論のポイントを確認いたしました上で、議論に入っております。

議題2といたしまして、福島第一原子力発電所における眼の水晶体被ばくの管理の状況、

それから、取組の状況、これらにつきまして、東京電力から話を聞くということを予定しております。

続きまして、議題の3といたしまして、個人線量計による線量当量の測定の方法につきまして、有識者から話を伺うということを予定しております。

その上で、議題4といたしまして、有識者からのお話を聞きつつ、1Fにおける眼の水晶体の放射線防護の在り方につきまして論点を整理するというを予定しているところでございます。

私からは以上でございます。

### <質疑応答>

○司会 それでは、皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属と名前をおっしゃってから質問の方をお願いいたします。

ヨシノさん。

○記者 テレビ朝日、ヨシノです。

前回の委員長の会見で、柏崎刈羽6・7号機について、審査書案がいずれ出るというお話があって、近く審査書案の取りまとめにはなると思うのですがけれども、その前に審査会合をちゃんとやって、まだ課題が残っていると委員長はおっしゃっていたので、審査会合をやってクローズして、その上で規制委員会で取りまとめという形となるのでしょうか。

○大熊総務課長 今お話がございましたように、前回、水曜日の委員会におきまして、東京電力の経営層の方々と意見交換を行ったというところがございます。その場、それから、その後の記者会見でも委員長から話がございましたように、今後、委員会として判断をしていくということがございます。具体的な委員会としての議論の日程予定については、現時点では決まっておられませんけれども、しかるべく委員会で検討を行って、判断をしていくことになるというものと考えております。

○記者 それでもやはりいろいろやり方があると思うのですがけれども、普通の審査会合とは違うのだという、規制委員会定例会とは違うのだというようなことは重々承知してはいるのですがけれども、では、水曜日の定例会合を1回開いて、何か今後の手順みたいなものを含めて決めてから、改めて定例会合を開くということになるのでしょうか。

○大熊総務課長 今後の進め方についての御質問ということだと思っておりますけれども、水曜日に意見交換を行って、現在、それを踏まえて今後の進め方を検討しているということがございますので、現時点では日程、進め方、こういうことを考えられている、こういう予定だということは、恐縮ですがけれども、現時点では申し上げることはございません。

○記者 では、後ほど平場ではないところでよろしく申し上げます。

○司会 御質問のある方。シゲタさん。

○記者 NHK、シゲタです。

今に関連して2件お伺いしたいのですけれども、1点目は、普通の原子力発電所であれば、技術的議論のことについて、審査会合である程度更田さんが取りまとめたというようなセレモニー的なものがあるのですけれども、今のところ、それは柏崎刈羽に関しては基本的にはないように見えるのですけれども、技術的議論が終わったというフェーズはいつになるのでしょうか。もう終わっていると考えた方がいいのか、それとも審査会合を開いて、これで終わりだねというフェーズがあるのかどうか、その辺をお伺いしてもよろしいでしょうか。

○大熊総務課長 技術的審査が審査会合として終わっているのかどうかということの御質問ということだと思いますけれども、普通だとというお話があったのですが、そこについては、決まったルールがあるとは私は承知しておりません。今まで技術的な論点として上がってきた事項、確認をする事項については、一通り審査会合では議論を終えた状態に今あると。最終的な状態にあるということだというふうに承知をしております。ですので、今後、この後、どういうふうに進んでいくかということは、明確にちょっと申し上げられるものは私は持ち合わせておりません。

○記者 今の点をもう一度確認したいのですけれども、委員長は、今週の委員会で技術的議論はほぼ終わっている。まだ終わっていないが、終わりが近いという話をされていて、今、大熊さんがおっしゃったのは、終わっていると云ったのですけれども、もうこれは終わっているという理解でよろしいでしょうか。

○大熊総務課長 終わっていると申し上げたつもりは、申し訳ありませんが、ありません。そう聞こえたとしたら誤解であります。これまで出てきている論点についての議論は一通り終わっている。この後、確認をして取りまとめていくという最終的なフェーズにある。委員長がお話ししたとおりでございます。それがいずれ技術的な審査については、まとまってくると。それと、意見交換をしたものと、これと全体を委員会として判断していくということでございます。

○記者 済みません、長くなって。もう一点あるのですけれども、例の東京電力が出してきた紙の位置付けのことについて、もう一度お伺いしたいのですけれども、前回、委員長会見でも、あの紙は法的な根拠、位置付けというのは、なかなかどう理解していいのか分からなかったところが、私、個人的にはあるのですけれども、あれは、繰り返すけれども、何かあれに沿ったことをしなかった場合、ペナルティーなり、法的にどういうふうな効果を生むのか、お伺いしてもよろしいでしょうか。

○大熊総務課長 皆様お聞きいただいた委員会での意見交換の場で、紙で提出いただいた文書について、こういうふうに理解しますということ、委員会、特に委員長として申し上げて、東京電力からも異存がないという話があったということは御存じのとおりかと思えます。

余り詳細は繰り返しませんけれども、設置者の適格性ということは、基準に必ずしも明示はされているということではないけれども、前提となる非常に重要なものであると。したがって、許可申請書と同じレベルの重要な文書として扱いますということをお話をして、それについて、それで異存がないというやり取りがあったということだと思います。現状ではそういう位置付けになっているということでもあります。

○記者 済みません、長くて。繰り返しののですけれども、あの紙に書かれたことが実現できなかった場合とか、何か反することが起きた場合というのはどうなると、今、受けとめていらっしゃるのでしょうか。

○大熊総務課長 そういった、あそこの紙で文書として頂いたものをどういうふうを考えて、どういうふう to 実施を求めていくかということも含めて、そこは委員会として判断をしていくということの中に、判断を待つ必要があるのかなと思います。

○司会 ほかに御質問のある方はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

それでは、本日のブリーフィングは以上としたいと思います。お疲れさまでした。

—了—